

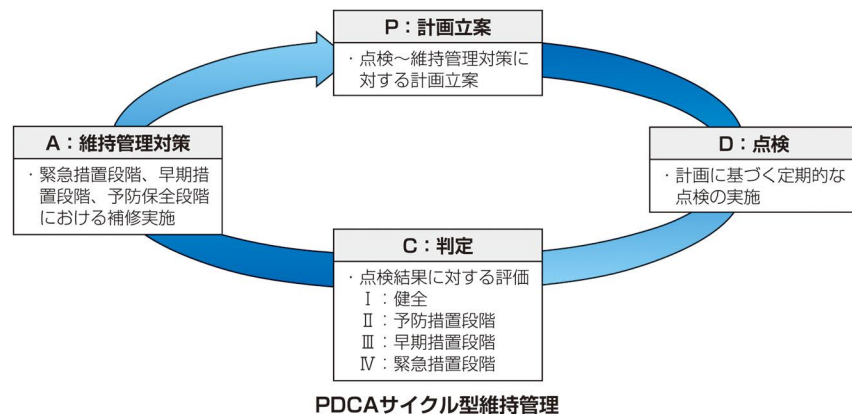
橋梁の老朽化対策における基本方針

本県は、令和5年度末時点で4,946橋の道路橋を管理しています。これらの橋梁は一時期に集中して建設されたため橋齢分布に偏りがあり、将来、老朽化対策（修繕・更新）を集中的に施す必要があり、多額の財政負担を強いられる懸念があります。対策費用の不足は、交通規制による社会的損失に直結することから、その費用の平準化を目指し、(1)及び(2)を組み合わせた「戦略的な維持管理」を推進します。

(1) 定期的な点検と適切なタイミングでの修繕による低コストでの長寿命化

(1)－1 基本的な考え方

将来にわたって橋梁を安全に利用していくため、計画立案・点検・判定・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら予防的な補修を行います。



(1)－2 点検・評価・措置

福岡県では「橋梁定期点検要領（平成27年3月）」に基づき、概ね5年に1回の頻度で橋梁の定期点検を実施しています。

点検を行う施設は、構造上の部材等の健全性に応じ4段階（Ⅰ～Ⅳ）で区分し、区分に応じ適切に措置を講じます。

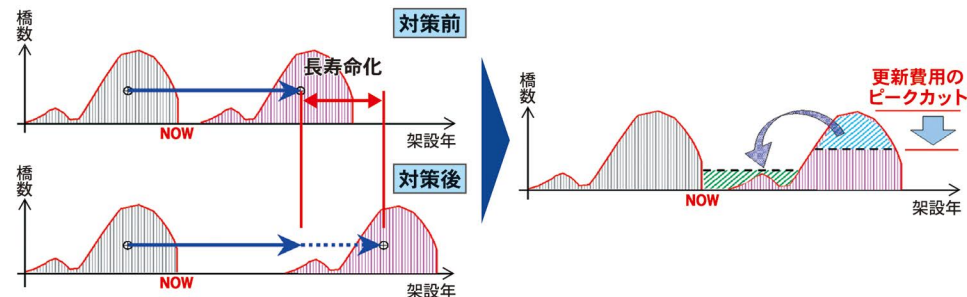
評価区分

判定区分	状態
Ⅰ 健全	橋梁の機能に支障が生じていない状態で、監視や対策を行う必要のない状態をいう。
Ⅱ 予防保全段階	橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう。
Ⅲ 早期措置段階	橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう。
Ⅳ 緊急措置段階	橋梁の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に対策を行う必要がある状態をいう。

(2) 計画的更新を推進し、年間更新費及び橋齢分布を平準化

定期的な点検による損傷の早期発見及び損傷が顕在化する前に措置をとる予防保全を行うことで橋梁の長寿命化を図ります。しかし、橋梁は永久構造物ではないため、長寿命化を図っても橋齢分布を先送りするだけであり、いずれは架換えが必要になります。

そこで、損傷事例の多い構造を有している橋梁や河川の基準を満足していない橋梁などについては、判定区分にかかわらず計画的な架換えを実施することで、年間更新費及び橋齢分布の平準化を図ります。



長寿命化と更新を組み合わせる計画
【将来更新費の平準化 = 架換えの前倒し】



一般県道 吉井恵蘇宿線 恵蘇宿橋（朝倉市）



一般国道 442号 宮ノ尾橋（八女市）